

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 221 回

厳しかった 1 年もようやく過ぎ去ろうとしています。

来年が希望の持てる年になるといいですね！！

しかしながら楽観は許されませんね。

なぜなら、欧米の景気も今一步、日本の景気も今一步。所得が減少し、消費が減少し、また所得が減少する、すなわち悪の循環過程に日本は陥っているからです。

さあここで皆様は来年をいかに乗り切るか、考えてみましょう。

本来生き残るための方法論は、自己改善と他人依存ですね。

自己改善…営業力 UP、コスト削減、特徴力 UP、etc…いろいろあります

他人依存…今お金持ちの、余裕のある人は少ないですが、お互い何か特徴やら人

材やら、技術やらあるものです

来年 1 年間は人脈作りと助け合いですね

そして少しずるいですが、力、勢力のある人をお願いするのも一つの  
手です

たまには他力を頼るのも重要かも

そしてそのために情報が必要です

そして・・・何かひとつでいいから自社、自分を変えましょう！！

負けてたまるか、目の前に光が！！

前田の《今人生を語る》第 126 回

めざめよ日本人<sup>®</sup>

今こそ、普遍的な原理原則に基づき判断し、行動しましょう。

原理原則とは、道徳、倫理、正道に基づく考え方です。

この考え方を、正しく行動するしか、現在の救い道はありません。

景気対策等で盛り込まれたエコカー補助金制度の適用

喜田 洋通

1. 概要

テレビのコマーシャルでもおなじみのエコカーの補助金であるが、これは、いわゆる環境対応車等を購入した際に、国から補助金が交付される制度であり、一定の基準を満たしたエコカーである乗用車を購入すると 10 万円、車齢が 13 年超の廃車を伴う購入は 25 万円を補助金として受けることができる。

2. 摘要にあたって注意すべき事項

① 総収入金額不算入の適用には確定申告時に明細書の添付が必要

個人事業者や給与収入 2,000 万円超の方など毎年確定申告を行っている方が、エコカー補助金について、この規定の適用を受ける場合には、確定申告書に「国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書」を添付すれば各種所得の計算上、総収入金額には算入されません。

② 減価償却費の取得価額は補助金控除後の価額

補助金の交付を受けた資産について、減価償却の計算の基礎となる取得価額は、その資産の取得に要した金額から、補助金相当額を控除した金額となります。

また、「エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除」の制度を適用する際の基準となる取得価額は、その資産の取得に要した金額から補助金相当額を控除した金額ということになります。

③ 総収入金額に算入された場合には一時所得に該当

年末調整によって所得税額が確定し、納税も完了するサラリーマンは特別な場合を除き確定申告を行う必要はありませんが、原則として、①より総収入金額不算入の規定が適用されず、補助金は総収入金額に含まれることとなります。ただ、総収入金額不算入の適用を受けない補助金は、一時の所得であることから、一時所得に該当します。

ただし年末調整済の給与所得のみを有するサラリーマンが、エコカー補助金について総収入金額不算入の規定を受けない場合であっても、補助金の額が一時所得の対象となる生命保険契約等に関する一時金や損害保険等の満期返戻金の支給などと合算しても、一時所得の金額の計算上控除される特別控除額(50 万円)に満たないときは、一時所得の金額は生じません。